横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申 (答申第871号)

平成23年2月10日

横情審答申第871号 平成23年2月10日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ く諮問について(答申)

平成20年7月28日まち違対第564号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成12年建宅指第249号の一部開示決定に対する異議申立書」ほか59件の別添1に示す行政文書に係る非開示決定及び「平成12年建監第80号の一部開示決定に対する 異議申立書」ほか1件の別添1に示す行政文書に係る一部開示決定に対する異議申立 てについての諮問

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成12年建宅指第249号の一部開示決定に対する異議申立書」ほか 61件の別添1に示す行政文書のうち、1から9までの行政文書を非開示とした決定は、 妥当である。

また、横浜市長が、「平成12年建宅指第249号の一部開示決定に対する異議申立書」ほか61件の別添1に示す行政文書のうち、10の行政文書を一部開示とした決定に対する異議申立ては、不適法なものであり、却下すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件は、「本日から過去10年間の異ギ申立書(情報公開条例・個人情報保護条例上の」の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が別添1に示す1から9までの行政文書(別添1に示す1の行政文書を以下「申立文書1」といい、同様に別添1に示す2から9までの行政文書をそれぞれ「申立文書2」、「申立文書3」、「申立文書4」、「申立文書5」、「申立文書6」、「申立文書7」、「申立文書8」及び「申立文書9」という。)について、それぞれ別添1に記載した日付で非開示決定(申立文書1に係る非開示決定を以下「処分1」といい、同様に申立文書2から申立文書9までに係る非開示決定をそれぞれ「処分2」、「処分3」、「処分4」、「処分5」、「処分6」、「処分7」、「処分8」及び「処分9」という。)を行ったこと並びに別添1に示す10の行政文書(別添1に示す10の行政文書(別添1に示す10の行政文書(別添1に示す10の行政文書10までを総称して以下「本件申立文書」という。)について、別添1に記載した日付で一部開示決定(申立文書10に係る一部開示決定を以下「処分10」という。処分1から処分10までを総称して以下「本件処分」という。)を行ったことに対し、それぞれ異議申立てがなされたものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号、第3号ア、第4号及び第6号に該当するため申立文書1から申立文書9までを非開示及び申立文書10を一部開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 条例第7条第2項第2号の該当性について
 - ア 処分1から処分9までにおいて非開示とした申立文書1から申立文書9までについて
 - (ア) 申立文書 1 から申立文書 9 までは、申立文書 1 から申立文書 9 までの異議申立人(以下「対象文書の申立人」という。)が実施機関の処分を不服とする旨を記載して実施機関に提出した文書それ自体なので、その全体が対象文書の申立人に関する個人情報であるといえる。
 - (4) また、異議申立書は法定の記載事項である氏名、住所及び年齢の記載から、不服申立人が誰であるかを識別することができるほか、異議申立ての趣旨や理由などとして詳細に記載された事案に関する具体的な記述内容から特定の個人を識別できる場合も多く、そうでない場合も、用紙の種類や大きさ、横書きか縦書きか、文字の大きさ、色及び配置、手書きの場合は筆跡、手書きでない場合は使用されている字体、用字、用語及び文体の特徴、添付された参考書類などの諸要素を総合した文書全体の外形的な特徴と記述内容を併せて観察することにより、近親者や地域の関係者等一定範囲の者が見れば、不服申立人が誰であるかを識別することが可能であると考えられる。
 - (ウ) 異議申立書は、行政処分に対して不服の申立てを行うための文書であり、行政に対して不服の申立てを行ったことやその内容などの情報は、一般に他人には知られたくない情報であると考えられる。このため、このような情報が開示されることになると、不服申立人が異議申立てを行う利益を損なうことにもなりかねない。これらの事情を考慮すると、本件において本条本項本号の「特定の個人が識別できる」かどうかを判断するに当たっては、一般人に識別できるかどうかにとどまらず、近親者や地域の関係者等一定範囲の者に識別されるかどうかをもって個人識別性の有無の判断基準とするのが妥当であると解される。
 - (I) 以上のことから、申立文書 1 から申立文書 9 までは、その全体が個人に関する情報であって、対象文書の申立人という特定の個人を識別することができる情報であるというべきであり、条例第 7 条第 2 項第 2 号前段に該当するため、非開示とした。
 - (オ) 条例第8条第2項の非該当性について

異議申立書の記載等から、本件異議申立人(以下「申立人」という。)は、 条例第8条第2項の部分開示の規定の適用を主張するものと推察される。 しかしながら、申立文書 1 から申立文書 9 までは、前述のとおり、その全体が個人識別性を有しており、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分とそれ以外の部分を容易に区分することはできないため、本条本項には該当しない。

特定個人の識別性の有無は一般人を基準として考えるべきであるとの見解も見られるが、仮にそのような見解を前提とすると、申立文書 1 から申立文書 9 までのうち氏名、住所、年齢など一般人を基準として特定の個人を識別することができることとなる部分以外の部分は、本条本項の規定する「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」には該当しないこととなり、当該部分を公にしても、「個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」は一部開示をすべきことになる。

しかし、前述のとおり、申立文書 1 から申立文書 9 までは文書全体の外形的特徴及び記載内容から一定範囲の者には特定の個人を識別することが可能であり、その内容は一般に他人に知られたくない情報であること、また、開示することとすると不服申立人の異議申立てを行う利益を損なうことにもなりかねないと考えられることから、氏名、住所、年齢などを除いた部分を開示した場合には、「個人の権利利益が害されるおそれ」があるというべきであり、結局、申立文書 1 から申立文書 9 までは本条本項に該当せず、一部開示をすることはできないと考える。

(カ) その他

申立人は、「年月日」、「異議申立先の行政庁名」等の各情報体について、 特定の個人が識別できるとした判断理由を明らかにせよ、と主張しているが、 文書全体の外形的な特徴と記載内容の両者を総合的に見たとき特定の個人が識別できると判断したのであり、そのうちの一部分を取り出したときに、その部 分だけで特定の個人が識別できるのかを個別に判断しているのではない。

申立人は、決定通知書の根拠規定を適用する理由欄に理由が全く記載されていないとの趣旨を述べているが、「個人に関する情報であって、開示することによって特定の個人が識別されるため」と記載しており、申立文書 1 から申立文書 9 までの性格から理由付記に欠けるところはない。

イ 処分10において非開示とした部分について

申立文書10のうち(1)の行政文書に記録されている、敷地地番については、土

地登記簿等に記録されている一般に入手可能な他の情報と照合することにより、 違反建築物等が所在する土地及び建物所有者等の氏名及び住所を容易に推測する ことが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであるこ とから、本号に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

なお、申立文書10のうち(2)の行政文書に記録されている、敷地地番については、当該異議申立てに対してなされた横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第187号において公に公開されていることから、本号ただし書アに該当し、開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号の該当性について

申立文書10に記録されている、法人その他の団体の名称等については、平成12年 建監第80号及び平成12年建監第137号の一部開示決定に係る開示請求人が特定され る情報が含まれている。まちづくり調整局違反対策課(本件異議申立て当時。現在 の建築局違反対策課。以下「違反対策課」という。)が保有する違反建築物等に関 する是正指導関係書類の開示の請求をする者は、多くの場合、当該違反建築物に対 する通報、相談、陳情、苦情等の、違反建築物等に関する情報を本市に提供する者 (以下「情報提供者」という。)と同一である。ところで、違反対策課は、情報提 供者による建築物に関する通報、相談、陳情、苦情等の情報を得た場合、当該建築 物に対する調査等を行い、違反を特定している。違反建築物等の所有者などの違反 是正指導対象者(以下「指導対象者」という。)からすると、当該建築物が違反建 築物であると違反対策課が把握する原因となる当該建築物の通報、相談、陳情、苦 情等の情報は望まないものである。そのため、開示請求人、つまり情報提供者を特 定できる情報が開示され、指導対象者が情報提供者を把握することにより、情報提 供者に対していわれのない非難や中傷等が行われ、社会的評価が損なわれるおそれ があり、また、報復として営業や社会的活動の妨害等の行為が行われ、社会的活動 の自由等が損なわれるおそれもある。なお、開示請求人が情報提供者でない場合で あっても、情報提供者であると誤解した指導対象者から同様の行為が行われ、社会 的評価及び社会的活動の自由等が損なわれるおそれがある。このことから、開示請 求人が情報提供者であるか否かを問わず、違反対策課が保有する違反建築物等に関 する是正指導関係書類の開示の請求を行った法人等の名称等は、公にすると当該法 人等の正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当し非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

申立文書10に記録されている、法人その他の団体の代表者の印影は、公にすると特定の法人その他団体の財産権が侵害されるおそれがある情報であることから、本号に該当し非開示とした。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

申立文書10に記録されている、法人その他の団体の名称等については、平成12年建監第80号及び平成12年建監第137号の一部開示決定に係る開示請求人が特定される情報が含まれている。前記(2)でも述べたとおり、開示請求人は情報提供者であることが多く、また、違反対策課は、情報提供者による情報を得て当該建築物の調査を行っている。情報提供者の情報が開示されると、情報提供者から寄せられる同種の通報、相談、陳情、苦情等が減少し、違反建築物等に関する情報収集が十分に行えなくなるおそれがあり、また、建築工事中などの早い段階で違反建築物を把握することができなくなるおそれがあるなど、違反是正指導業務における適正な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように 要約される。

- (1) 異議申立書の異議申立人名、住所の一部を除き全て開示せよ。
- (2) 本件処分に対する異議申立理由は次のとおりである。
 - ア 詳しい処分理由説明を受けて理由を述べる。
 - イ 原処分書の根拠規定を適用する理由欄記載の文言には理由が全く付記されてい ない。特定の個人が識別されるとする文言について釈明を求める。
 - (P) 異議申立てという公文書自体を全部非開示とする理由とは何か。
 - (イ) 異議申立書の各情報体について、情報の性格・性質が特定の個人を識別できるとした判断理由を明らかにせよ。
 - ウ 市民活力推進局市民情報室(本件異議申立て当時。現在の市民局市民情報室) の指示という条例上の判断基準でない判断基準に基づき識別判断を行った職務行 為は、専決権者としての義務を怠り、責任を全く放棄した閲覧請求権の権利を侵 害する違法行為であること明白である。局長クラスの市の幹部職員の職務行為を みれば、情報公開の行政事務及び担当業務も任せられない。信頼回復のための釈 明を求める。
 - エ 明確な異議申立理由を記載しなければ、諮問手続をとらない実施機関が出現す

るおそれがあるから、異議申立権の権利保全のためにも、処分理由の付記は必要 不可欠である。

オ 処分意思決定の判断過程には、適正手続判断を経た判断を怠る不作為があり、 その判断基準も条例上の判断基準を採らずに、市民情報室の指示が判断基準であ るとの不可解な判断基準を識別判断基準としているのである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件請求は、開示請求書に「本日から過去10年間の異ギ申立書(情報公開条例・個人情報保護条例上の」と記載して別添2に示す全実施機関に対してなされたものである。本件処分において実施機関が特定した文書は、請求日以前の10年間において開示請求等に係る実施機関の決定に対してなされた不服申立てに係る異議申立書である。

(2) 処分1から処分9までについて

ア 処分1から処分9までに対する異議申立ての趣旨について

(ア) 申立人は、本件請求に対して各実施機関が行った決定に対して複数回に分けて異議申立てを行っているが、各異議申立書には、異議申立ての趣旨として、「1.氏名、住所、印影を除きすべて開示せよ 2.原処分を取消せ」、「異議申立書の異議申立人名、住所の一部を除き全て開示せよ」又は「閲覧請求対象文書を開示せよ 原処分を取消せ」と記載している。

また、申立人は、本件の異議申立理由書において、「特定の個人が識別されるとする文言について釈明を求める。」とした上で「(1)異議申立という公文書自体を全部非開示とする理由とは何か」及び「(2)異議申立書の構成体情報である・・・各情報体について、情報の性格・性質が特定の個人を識別できるとした判断理由を明らかにせよ」と記載している。これらの記述を全体として捉えれば、申立文書1から申立文書9までについて、その全体を個人識別情報であるとして非開示とした決定について異議を申し立てる趣旨であると解することができる。

(イ) その他、異議申立書及び異議申立理由書の記載からは、申立人は、申立文書 1から申立文書9まで以外の行政文書の特定を求めているとも解しうるが、それらの記載が具体性に欠けており、また、申立人に対して実施機関から提出された処分理由説明書への意見を求めたものの現在に至るまで何らの書面も提出 されていないことも踏まえると、結局、異議申立書等を通じて申立人が主張するところは、前記(ア)の趣旨に尽きると考えることが相当である。

- (ウ) 以上のことから、当審査会は、処分1から処分9までに対する異議申立ては申立文書1から申立文書9までについて、その全体を対象文書の申立人の個人識別情報であるとして非開示とした決定を取り消し、申立文書1から申立文書9までのうち氏名、住所及び印影を除く部分(以下「本件申立部分」という。)の開示を求める趣旨であると解することが適当と判断した。
- イ 本件申立部分の条例第7条第2項第2号の該当性について
- (ア) 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。
- (イ) 実施機関は、申立文書 1 から申立文書 9 までは、その全体が対象文書の申立 人に関する個人情報であり、また、一般に他人に知られたくない情報であって、 公にした場合、近親者や地域の関係者等一定範囲の者には、仮に氏名を除いた としても、対象文書の申立人が誰であるかを識別することが可能であることか ら、全体として個人識別性を有し、本号本文に該当するとして非開示としてい る。

これに対し、申立人は、本件申立部分の開示を求めているので以下検討する。

(ウ) 当審査会で申立文書 1 から申立文書 9 までを見分したところ、いずれも対象 文書の申立人の氏名、住所、年齢のほか、申立文書 1 から申立文書 9 までに係 る異議申立てに関して対象文書の申立人の主張が具体的にありのままに記載されていることが認められた。対象文書の申立人の氏名、住所、年齢等の情報は 対象文書の申立人の個人に関する情報であり、また、その主張が具体的なこと から、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であると認められる。

これに対し、申立人は申立文書1から申立文書9までのうち氏名等を除く部分を公開すべきと主張する。しかし、前述のように、申立文書1から申立文書9までは、対象文書の申立人が受けた開示・非開示等の決定内容とともに、当

該個人の率直な主張や見解が記載されているものであって、仮に対象文書の申立人の氏名等を非開示にして公にしたとしても、当該異議申立ての詳細な内容が明らかとなり、対象文書の申立人の権利利益が害されるおそれがあると認められる。

以上のことから、申立文書 1 から申立文書 9 までは、本件申立部分を含めて その全体が本号本文に該当する。

(I) 次に本号ただし書の該当性について検討する。当審査会は、条例第19条及び 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号)第53条 の規定による諮問に対して答申をしているが、答申には不服申立人の主張の要 旨を記載することとしており、また、条例第27条に基づき答申の内容を一般に 公表している。しかし、答申に記載された不服申立人の主張は、答申のために 必要に応じてその要旨をまとめたものであって、申立文書1から申立文書9ま でとは性格を異にするものである。したがって、本件申立部分は本号ただし書 アには該当しない。

また、本件申立部分は、本号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない。

ウ なお、申立人は、その他情報公開制度の運用等に関して縷々主張するが、いず れも当審査会の結論を左右するものではない。

(3) 処分10について

ア 処分10に対する異議申立ての趣旨について

(ア) 当審査会で申立文書10を見分したところ、団体から提出された異議申立書であることが認められる。本件請求に対する各実施機関の決定のうち、団体から提出された異議申立書に係る決定に対して、申立人は、異議申立ての趣旨として、「異議申立書の異議申立人名、住所の一部を除き全て開示せよ」と記載している。また、申立人は、異議申立書に添付された異議申立理由書において、「特定の個人が識別されるとする文言について釈明を求める。」とした上で「(1)異議申立という公文書自体を全部非開示とする理由とは何か」及び「(2)異議申立書の構成体情報である・・・各情報体について、情報の性格・性質が特定の個人を識別できるとした判断理由を明らかにせよ」と記載している。これらの記述を全体として捉えれば、申立人は、申立文書10が個人から提出された異議申立書であることを前提として、その全体を個人識別情報であるとして非開示とした決定について異議を申し立てる趣旨であると解することができる。

しかし、前述のとおり申立文書10は団体から提出された異議申立書であって、また、処分10において実施機関は、団体から提出された異議申立書については一部の非開示情報を除いて開示する決定をしており、その全てを非開示とはしていない。

- (イ) そこで、処分10に対する異議申立ての趣旨を処分10の内容に即して解するならば、申立人は、異議申立書の提出者の個人・団体の別にかかわらず、異議申立書のうち条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした部分について、個人の氏名、住所といった明らかに個人識別情報である部分を除いて開示することを求めている、と解することもできる。
- (ウ) ところで、処分10において実施機関が団体から提出された異議申立書のうち 条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした部分は、敷地地番であ り、当該情報は、土地及び建物所有者等と密接に関連する情報であって、他の 情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる典 型的な情報であることから、申立人が当該情報の開示を求めているとは考えが たい。
- (I) そうすると、処分10に対する異議申立ての趣旨は、処分10において既に実現されていることとなり、少なくとも前記(ア)の記載を見る限り、処分10に対する異議申立てについては、申立ての利益がないといわざるを得ない。

イ 処分10に対する異議申立ての適法性について

- (ア) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)では、異議申立書の記載事項として異議申立ての趣旨及び理由を記載しなければならないとされている(第15条第1項、第48条)。ここでの「趣旨及び理由」については、異議申立書の記載から申立人が何を求めているのかを汲み取ることができれば足りると解されており、一般論として、「その請求書に使用された文言のみにこだわることなく、その内容を全体的に観察し、できるかぎり善解して審査請求制度の範囲内で適法なものと解釈し判断すべき」とされている(昭和57年1月25日大津地方裁判所判決(昭和56年(行ウ)第3号))。
- (イ) 前記アのとおり処分10に対する異議申立てについては、異議申立ての趣旨に係わる記載を見る限り申立ての利益がないものである。そこで異議申立書等を全体として観察してみると、「横浜市の全実施機関は異常な情報公開制度の運用を行っている。」とした上で、「・・・市民情報室が各専決権者に対

し、・・・具体的指示を出し、・・・専決権を侵害している。」、「・・・このような法令を順守できない専決権者には公正・公平な行政運営を委ねられない。」、「・・・審査会自体に問題が存する状況下、別途情報公開制度の法令順守を堅持させる新たな機関の設置が求められるのである。」など、その内容は横浜市の情報公開制度に対する一般的・抽象的な不満であって、苦情を申し立てているにすぎないと認められる。

(ウ) 以上のことから、処分10に対する異議申立ては、結局、不適法な異議申立て といわざるを得ない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が処分1から処分9までについて本件申立部分を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

また、処分10に対する異議申立ては不適法なものであり、却下すべきである。

(制度運用調査部会)

委員 三辺夏雄、委員 金子正史、委員 藤原静雄

別添1 本件申立文書の内訳

- 1 平成20年6月25日付まち違対第337号の非開示決定に係る行政文書
 - (1) 平成12年建宅指第249号の一部開示決定に対する異議申立書
 - (2) 平成12年建監第110号の一部開示決定及び非開示決定に対する異議申立書
 - (3) 平成12年建監第122号の個人情報開示決定に対する異議申立書
 - (4) 平成13年建監第36号の一部開示決定及び非開示決定に対する異議申立書
 - (5) 平成13年建宅指第440号の一部開示決定に対する異議申立書
 - (6) 平成15年建監第21号の非開示決定に対する異議申立書
 - (7) 平成15年建監第55号の非開示決定に対する異議申立書
 - (8) 平成18年まち違対第525号の一部開示決定に対する異議申立書
 - (9) 平成19年まち違対第638号の一部開示決定に対する異議申立書
- 2 平成20年6月25日付まち都計第824号の非開示決定に係る行政文書
 - (1) 平成14年都都第333号 平成14年7月8日付都都第141号による「航空写真(荏田東四丁目付近、昭和57年8月撮影及び昭和61年8月撮影)」の開示請求却下に対する異議申立てについて のうち異議申立書
- 3 平成20年6月25日付まち建環第348号の非開示決定に係る行政文書
 - (1) 平成19年まち建環第965号 非開示決定に対する異議申立てについて のうち 異議申立書
- 4 平成20年6月25日付まち中高第162号の非開示決定に係る行政文書
 - (1) 平成18年まち中高第198号 行政文書開示請求の一部開示決定に対する異議申 立について のうち異議申立書
- 5 平成20年6月25日付まち住管第646号の非開示決定に係る行政文書
 - (1) 平成19年まち住管第856号 行政文書一部開示決定に対する異議申立てについて(情報開示請求関係) のうち異議申立書
- 6 平成20年6月25日付まち建企第553号の非開示決定に係る行政文書
 - (1) 平成19年7月2日まち建企第650号 非開示決定に対する異議申立書について のうち異議申立書
 - (2) 平成18年8月16日まち建企第454号 横浜市情報公開・個人情報保護審議会へ の諮問について のうち異議申立書
 - (3) 平成16年3月15日建建企第513号 行政文書の開示請求に関する非開示決定に 対する異議申立書について のうち異議申立書
- 7 平成20年6月25日付まち調整第600号の非開示決定に係る行政文書
 - (1) 平成13年建宅指第151号 行政文書の非開示決定(不存在)に対する異議申立 てについて のうち異議申立書
 - (2) 平成13年建宅指第375号 行政文書の非開示決定(不存在)に対する異議申立 てについて のうち異議申立書
 - (3) 平成13年建宅指第573号 行政文書の非開示決定(不存在)に対する異議申立 てについて のうち異議申立書
 - (4) 平成13年建宅指第574号 行政文書の非開示決定(不存在)に対する異議申立 てについて のうち異議申立書

- (5) 平成13年建宅指第650号 建宅指第66号の開示決定に係る異議申立てについて のうち異議申立書
- (6) 平成14年建宅指第99号 行政文書の非開示決定(不存在)に対する異議申立て について のうち異議申立書
- (7) 平成14年建宅指第100号 行政文書の非開示決定(不存在)に対する異議申立 てについて のうち異議申立書
- (8) 平成14年建宅指第204号 行政文書の開示決定に対する異議申立てについて のうち異議申立書
- (9) 平成14年建宅指第228号 行政文書の開示決定に対する異議申立てについて のうち異議申立書
- (10) 平成14年建宅指第229号 行政文書の開示決定に対する異議申立てについて のうち異議申立書
- (11) 平成14年建宅指第230号 行政文書の開示決定に対する異議申立てについて のうち異議申立書
- (12) 平成14年建宅指第325号 行政文書の開示決定に対する異議申立てについて のうち異議申立書
- (13) 平成15年建宅指第121号 行政文書の開示決定に対する異議申立てについて のうち異議申立書
- (14) 平成15年建宅指第122号 行政文書の開示決定に対する異議申立てについて のうち異議申立書
- (15) 平成15年建宅指第123号 行政文書の開示決定に対する異議申立てについて のうち異議申立書
- (16) 平成15年建宅指第124号 行政文書の開示決定に対する異議申立てについて のうち異議申立書
- (17) 平成19年まち調整第2276号 行政文書開示請求の一部開示決定に対する異議申 立について のうち異議申立書
- (18) 平成19年まち調整第2676号 行政文書開示請求の一部開示決定に対する異議申 立について のうち異議申立書
- 8 平成20年6月25日付まち情第385号の非開示決定に係る行政文書
 - (1) 平成15年度建中指第186号 開示請求を受けた行政文書の非開示決定(平成15 年10月20日付建中指第119号)に対する異議申立てについて のうち異議申立書
 - (2) 平成15年度建中指第187号 開示請求を受けた行政文書の非開示決定(平成15 年10月20日付建中指第120号)に対する異議申立てについて のうち異議申立書
 - (3) 平成15年度建中指第189号 開示請求を受けた行政文書の非開示決定(平成15年11月13日付建中指第143号)に対する異議申立てについて のうち異議申立書
 - (4) 平成15年度建中指第227号 開示請求を受けた行政文書の非開示決定(平成15年12月5日付建中指第166号)に対する異議申立てについて のうち異議申立書
 - (5) 平成15年度建中指第228号 開示請求を受けた行政文書の非開示決定(平成15年12月5日付建中指第167号)に対する異議申立てについて のうち異議申立書
 - (6) 平成16年度建中指第103号 開示請求を受けた行政文書の非開示決定(平成16 年5月6日付建中指第34号)に対する異議申立てについて のうち異議申立書
 - (7) 平成16年度建中指第136号 開示請求を受けた行政文書の非開示決定(平成16 年6月8日付建中指第56号)に対する異議申立てについて のうち異議申立書
 - (8) 平成16年度建中指第137号 開示請求を受けた行政文書の非開示決定(平成16 年6月8日付建中指第57号)に対する異議申立てについて のうち異議申立書

- (9) 平成16年度建中指第247号 行政文書の非開示決定(平成16年建中指第159号) についての異議申立てについて のうち異議申立書
- (10) 平成16年度建中指第248号 行政文書の非開示決定(平成16年建中指第160号) についての異議申立てについて のうち異議申立書
- (11) 平成16年度建中指第249号 行政文書の非開示決定(平成16年建中指第161号) についての異議申立てについて のうち異議申立書
- (12) 平成16年度建中指第250号 行政文書の非開示決定(平成16年建中指第162号) についての異議申立てについて のうち異議申立書
- (13) 平成17年度まち西指第10422号 行政文書開示請求の一部開示決定に対する異議申し立てについて のうち異議申立書
- (14) 平成17年度まち北指第10403号 行政文書開示請求の一部開示決定に対する異議申立について のうち異議申立書
- 9 平成20年6月25日付まち建審第149号の非開示決定に係る行政文書
 - (1) 平成18年まち建審第700号 行政文書の開示請求に関する一部開示決定についての異議申立てに対する決定について のうち異議申立書
 - (2) 平成19年まち建審第138号 行政文書の非開示決定についての異議申立てに対する決定について のうち異議申立書
 - (3) 平成19年度まち建審第139号 行政文書の一部開示決定についての異議申立て に対する決定について のうち異議申立書
 - (4) 平成19年まち建審第465号 行政文書の非開示決定についての異議申立てに対する決定について のうち異議申立書
 - (5) 平成19年まち建審第466号 行政文書の非開示決定についての異議申立てに対 する決定について のうち異議申立書
 - (6) 平成19年まち建審第546号 行政文書の一部開示決定についての異議申立てに ついて のうち異議申立書
 - (7) 平成19年まち建審第757号 行政文書の開示請求に関する非開示決定に対する 異議申立てについて のうち異議申立書
 - (8) 平成20年まち建審第51号 行政文書の開示請求に関する非開示決定に対する異議申立てについて のうち異議申立書
 - (9) 平成20年まち建審第52号 行政文書の開示請求に関する非開示決定に対する異議申立てについて のうち異議申立書
 - (10) 平成20年まち建審第53号 行政文書の開示請求に関する非開示決定に対する異議申立てについて のうち異議申立書
 - (11) 平成20年まち建審第54号 行政文書の開示請求に関する非開示決定に対する異議申立てについて のうち異議申立書
 - (12) 平成20年まち建審第86号 行政文書の非開示決定についての異議申立てについてのうち異議申立書
- 10 平成20年6月25日付まち違対第337号の一部開示決定に係る行政文書
 - (1) 平成12年建監第80号の一部開示決定に対する異議申立書
 - (2) 平成12年建監第137号の一部開示決定に対する異議申立書

別添2 全実施機関の内訳

	実施機関
1	横浜市長
2	横浜市会議長
3	横浜市水道事業管理者
4	横浜市交通事業管理者
5	横浜市病院事業管理者
6	横浜市教育委員会
7	横浜市選挙管理委員会
8	横浜市鶴見区選挙管理委員会
9	横浜市神奈川区選挙管理委員会
10	横浜市西区選挙管理委員会
11	横浜市中区選挙管理委員会
12	横浜市南区選挙管理委員会
13	横浜市港南区選挙管理委員会
14	横浜市保土ケ谷区選挙管理委員会
15	横浜市旭区選挙管理委員会
16	横浜市磯子区選挙管理委員会
17	横浜市金沢区選挙管理委員会
18	横浜市港北区選挙管理委員会
19	横浜市緑区選挙管理委員会
20	横浜市青葉区選挙管理委員会
21	横浜市都筑区選挙管理委員会
22	横浜市戸塚区選挙管理委員会
23	横浜市栄区選挙管理委員会
24	横浜市泉区選挙管理委員会
25	横浜市瀬谷区選挙管理委員会
26	横浜市人事委員会
27	横浜市監査委員
28	横浜市中央農業委員会
29	横浜市南西部農業委員会
30	横浜市固定資産評価審査委員会
31	公立大学法人横浜市立大学

《参考》

審 査 会 の 経 過

年 月	日	審 査 の 経 過
平成20年7	月 2 8 日	・実施機関から諮問書並びに非開示理由説明書及び一部開示理由説明書を受理
平成20年8(第132回第1	E 部 会) 月 2 6 日 二 部 会) 月 2 8 日	・諮問の報告
平成20年9(第131回第	月 1 1 日 - 部 会)	・ ・ 審議
平成22年3(第163回第-	月 2 5 日 - 部 会)	・審議
平 成 2 2 年 4 (第16回制度運用		・審議
平 成 2 2 年 5 (第17回制度運用		・審議
平 成 2 2 年 6 (第18回制度運用		・審議
平 成 2 2 年 9 (第19回制度運用	月 3 日調査部会)	・審議
平 成 2 2 年 1 0 (第20回制度運用		・審議
平 成 2 2 年 1 1 (第21回制度運用		・審議